平成２２年（フ）第２３７号
岐阜市打越606番地６
債務者　橋本　一弘
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２４４号
岐阜県岐阜市津島町５丁目55番地　フジアパート202号室
債務者　野垣　啓子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２５２号
岐阜市西川手３丁目46番地
債務者　武田　久美
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第２８８８号
愛知県日進市栄２丁目208番地　クレール栄802
債務者　角本　寛子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１１号
兵庫県姫路市西中島295番地３レオパレス姫路第16　202号
債務者　日浦　敬一
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３２５号
広島市西区三篠町２丁目５番20―302号
債務者　木下　裕史
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９１号
広島市西区南観音７丁目11番26号
債務者　坂本　晃一
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４３０号
広島市南区大州４丁目５番17―204号
債務者　友田　勝英
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５３３号
広島市南区宇品神田５丁目６番22―503号
債務者　堀田あゆみ（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５４０号
広島市安佐南区伴北７丁目19番11号
債務者　和田　謙一
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５６８号
広島市南区宇品御幸３丁目７番51―102号
債務者　田中　清子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５７８号
広島市佐伯区五日市駅前２丁目６番23号
債務者　若林　美沙
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５９１号
広島県江田島市能美町中町4875―３、住民票上の住所広島市南区宇品海岸３丁目８番４―７―703号
債務者　山野ひろ子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６３１号
広島市佐伯区隅の浜１丁目８番６―105号
債務者　櫻井　美帆（旧姓泉）
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２００号
愛媛県松山市南江戸２丁目15番39号
債務者　林　　和美
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２０９号
愛媛県松山市道後姫塚22番地５　ファミール道後601号
債務者　井上　奈美
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３９０号
福岡県中間市朝霧１丁目15番21号
債務者　山本　　勇
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部